

株式会社シセイ

だいたいトータルライフサポート

訪問介護 重要事項説明書

様

令和 年 月 日

訪問介護 重要事項説明書

あなた(利用者)に対するサービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 シセイ
主たる事務所の所在地	〒468-0015 名古屋市天白区原1-203 エスタシオン 5C
代表者(職名・氏名)	代表取締役 河村 達生
設立年月日	平成29年11月
電話番号	052-680-8666
FAX番号	052-680-8667

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	だいだいトータルライフサポート	
サービスの種類	訪問介護	
事業所の所在地	〒468-0015 名古屋市天白区原1-412村瀬商事ビル1階	
電話番号	052-806-7020	
FAX番号	052-806-7023	
指定年月日・事業所番号	令和7年8月1日指定	2371604477
管理者の氏名	河村 達生	
事業所の実施地域	名古屋市天白区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者がその有する能力を最大限に活かし、可能な限り住み慣れた地域やご自宅で自立した日常生活を継続できるよう支援する事を目的とし、心身の状態や生活環境に配慮しながら、生活機能の維持・向上を図るとともに、安心して在宅生活を送る事ができるよう、予防的な視点を含めた身体介護および生活援助を適切に提供する訪問介護を行います。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他の関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する市町村、他の介護サービス事業者、地域の保健・医療・福祉機関等と綿密な連携を図りながら、利用者の能力に応じた自立支援と生活の質の向上を目的として、適切かつ安全な訪問介護の提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護とは、訪問介護員が利用者宅を訪問し、自立した生活を継続できるよう支援するサービスです。

(可能なサービス内容)

- ・身体介護:食事介助、入浴介助、排泄介助、更衣着脱介助、口腔ケア、体位交換 など
- ・生活援助:調理、掃除、洗濯、買物代行 など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日及び8月13日～15日、12月29日～1月3日までを除く。休業日は、毎年状況に応じて設定し、事前にご本人様に文書等でお知らせします。
営業時間	午前9時から午後6時まで

6. 責任者

サービス提供責任者	河村 達生
-----------	-------

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、お申し出ください。

7. 事業所の職員体制

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りです。

職	職務内容	人員数
管理者	管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名(常勤)
従業者 (サービス 提供責任者)	ア 訪問介護計画の作成、変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をします。 イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席等により居宅介護支援事業者等と連携を図るとともに、居宅介護支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行います。 ウ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握します。 エ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導等、その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	1名以上
従業者 (訪問介護員)	訪問介護員は、サービスの提供に当たります。	2.5名以上

8. 利用料

(注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額(事業所の所在地が3級地のため、単位数に11.05を乗じた額)であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 2人の訪問介護員が1人の利用者に訪問介護を行った時は2人分の料金となります。

(1) 訪問介護

※サービス1回の利用につき

サービス内容	1回あたりの単位数
① 身体介護が中心である場合	
20分未満	163単位
20分以上30分未満	244単位
30分以上1時間未満	387単位
1時間以上1時間30分未満	567単位
以降30分毎に	82単位
② 生活援助が中心である場合	
20分以上45分未満	179単位
45分以上	220単位

(2) 交通費

通常の実施地域(天白区)を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から、片道1キロメートルあたり15円を徴収します。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合もキャンセル料は発生しません。

(4) 支払い方法

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の受領に関わる領収書等は必要の際はお申し出ください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直後の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 ※初回口座登録料550円が別途発生いたします。 ※引き落とし手数料100円が別途発生いたします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直前の平日)までに事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 十六銀行 今池支店 普通口座 1345810
現金払い	サービスを利用した月の翌月の26日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	先生
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名(利用者との続柄)	()
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 052-806-7020 FAX番号 052-806-7023 担当者名 河村達生 受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 ただし、祝日及び8月13日～15日、12月29日～1月3日までを除く。
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	名古屋市役所介護保険課	電話番号 052-959-3087
	愛知県国民健康保険団体連合会	電話番号 052-971-4165

12. 高齢者虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じます。また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と従業者への委員会結果周知
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための研修の実施
- (4) 上記の虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 名古屋市天白区原 1-203 エスタシオン 21 5C

事業者(法人)名 株式会社 シセイ

代表者職・氏名 代表取締役 河村 達生

説明者氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者氏名

署名代行者(又は法定代理人)

氏名

本人との続柄

